**豊田市地域生活支援事業報酬改定について**

令和４年度からの地域生活支援事業（市町村が地域の特徴等を考慮して実施できる障がい福祉サービス）の報酬改定を行います。基本的に国の障がい福祉サービスの単位数を基準としているため、国の報酬改定の次年度に実施しています。

＜報酬改定の方針＞

・令和３年度の国の報酬改定に準じた単位数を設定

・国の障がい福祉サービスごとの地域区分（※）を盛り込んだ単位数を設定

※地域ごとの人件費の地域差を調整（４級地：居宅介護10.72円、生活介護10.73円）

⇒これまで地域生活支援事業の報酬には地域区分を加味していなかったが、近隣市町村の状況等を勘案し、今回の改定から単位数に反映させる**（１単位＝１０円は変更無し）**

**１　改定日**

　　　令和４年４月１日（令和４年４月サービス提供分から適用）

**２　報酬を改定するサービス**

・ケアスタッフ　・移動支援　・日中短期入所　・地域生活支援デイサービス

・地域活動支援センターⅢ型　・デイ型地域生活支援事業　・移動入浴

**３　報酬改定の内容について**

**（１）ケアスタッフについて**

　ケアスタッフは、家事援助が「居宅介護（家事援助」の７０％、身体介護が「居宅介護（身体介護）」の６０％の単位数で算出しているため、次のとおり改定を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 家　事 | １３４単位（日中６０分） | １４７単位（日中６０分） | ＋１０％ |
| 身　体 | ２３６単位（日中６０分） | ２５８単位（日中６０分） | ＋９％ |

**（２）移動支援について**

　移動支援は、身体介護を伴う支援が「居宅介護（通院等介助）の身体伴う」、身体介護を伴わない支援が「居宅介護（通院等介助）の身体伴わない」の単位数を適用しているため、次のとおり改定を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 身体伴う | ３９３単位（日中６０分） | ４３１単位（日中６０分） | ＋１０％ |
| 身体伴わない | １９１単位（日中６０分） | ２１０単位（日中６０分） | ＋１０％ |

**（３）日中一時支援（日中短期入所・地域デイ）について**

　日中一時支援は、「生活介護２１人以上４０人以下区分２以下」の単位数を適用し、次のとおり改定を行います。※他の時間区分の単位数も、下表と同じ増減率で改定。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 地域デイ | ４９６単位（区分Ⅱ6～8Ｈ） | ５１１単位（区分Ⅱ6～8Ｈ） | ＋３％ |
| 日中短期 | ４９６単位　（日中６０分） | ５１１単位　（日中６０分） | ＋３％ |

**（４）地域活動支援センター事業Ⅲ型について**

　地域活動支援センター事業Ⅲ型は、日中一時支援の単位数を適用しているため、日中一時支援と同様の改定を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 地活Ⅲ型 | ４９６単位（8Ｈ以下） | ５１１単位（8Ｈ以下） | ＋３％ |

**（５）デイ型地域生活支援事業について**

デイ型地域生活支援事業は、基本（区分１～４）が「生活介護定員２０人以下区分３」及び「生活介護２１人以上４０人以下区分２以下」、重度（区分５～６）が「生活介護定員２０人以下区分５」及び「生活介護２０人以下区分４」の単位数を適用しているため、次のとおり改定を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 基　本 | ６１７単位 | ６４３単位 | ＋４％ |
| 重　度 | ９６９単位 | １,０３４単位 | ＋７％ |

**（６）移動入浴について**

　移動入浴の報酬単価は、障がい福祉サービスには類似のサービスがないため、介護保険サービスの「訪問入浴」の単位数及び地域区分から算出している。令和３年度に介護保険サービスの報酬改定が行われたため、次のとおり改定を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 現　行 | 改正後 | 増減率 |
| 全身浴 | 1,３４４単位 | １,３６６単位 | ＋２％ |
| 1,256（訪問入浴の単位）×1.070（介護の地域区分）＝1,344単位 | 1,260（訪問入浴の単位）×1.084（介護の地域区分）＝1,366単位 |
| 部分浴 | ９４１単位 | １,２２９単位 | ＋３１％ |
| 1,344単位（全身浴）の70％ | 1,366単位（全身浴）の90％ |
| 加　算 |  | 初回加算 ２１７単位（新設） | － |

**４　各種加算について**

各種加算は国の障がい福祉サービス等の単位数を適用しているため、次のとおり改定を行います。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 加算名 | 現　行 | 改正後 | 加算名 | 現　行 | 改正後 |
| 食事提供加算 | ３０単位 | ３２単位 | 送迎加算 | ２１単位 | ２３単位 |
| 上限管理加算 | １５０単位 | １６１単位 | 入浴加算 | ５０単位 | ４３単位 |
| 重度支援加算Ⅰ | ５０単位 | ５４単位 | 重度支援加算Ⅱ | ６０単位 | ６４単位 |
| 緊急受入加算 | １２０単位 | １９３単位 |  |  |  |